

新産業創出研究会の研究費における費用用途について

(公財) ちゅうごく産業創造センター

大分類	中分類	使用可の物品 (例)	使用不可の物品 (例)	備考
直接費	材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・材料、機械装置、機械部品、電気器具、電子部品、化学薬品、試薬、シミュレーションソフト等の購入費用 ・外注費(機械装置製作依頼、化学分析依頼、ソフト作成依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ・汎用品 (パソコン、印刷用紙、トナー等) 	
	調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究に係る調査、実験活動のための交通費、宿泊費 ・外注費 (事業化調査等) ・研究会構成メンバー以外の専門家に講師を招聘のための謝金・旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外出張 ・10万円を超える学会出張 	直接費の内35%を超えない事。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍購入 ・レンタル使用料(船舶 等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・事務補助費 	
間接費		大学の一般経費	特になし	間接費は直接費の10%以内とする